

## 障害のある方への虐待を発見時の通報体制

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」により、障害のある方への虐待を発見した方には、通報義務が生じるようになりました。

当院では、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため通報体制を整備しました。

障害者虐待の早期発見・早期対応に取り組み、障害のある方を虐待から守よう努めます。

### 障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。

身体的虐待	…	暴行、拘束など
性的虐待	…	わいせつな行為の強要など
心理的虐待	…	暴言、差別的な言動など
放棄・放任（ネグレクト）	…	食事などの世話をしない、長時間の放置など
経済的虐待	…	財産や年金などを勝手に使うことなど

医療機関は障害者虐待を発見しやすい立場にあります。障害者虐待防止等のための必要な措置を講ずるとともに、障害者虐待の早期発見にご協力するとともに、発見した際は、公的機関へ通報いたします。

### 【 行政機関の通報・相談窓口 】

#### 【 練馬区 】

- 障害のある方への虐待を見つけたとき  
窓口受付：24時間  
障害者虐待防止センター（障害者施策推進課内） **TEL：03-5984-1334 虐待通報専用ダイヤル**  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 FAX：03-5984-4721

#### 【 練馬区 】

- 障害のある方への虐待、福祉サービス利用、健康などの相談
  - ・ 身体障害のある方  
光が丘総合福祉事務所 障害者支援係  
窓口受付：平日 8:30～17:15  
TEL：03-5997-7796
  - ・ 知的障害のある方  
光が丘総合福祉事務所 知的障害者担当係  
窓口受付：平日 8:30～17:15  
TEL：03-5997-7075
  - ・ 精神障害のある方  
光が丘保健相談所  
窓口受付：平日 8:30～17:15  
TEL：03-5997-7722

#### 【緊急の場合】

- \* 最寄りの警察署へ通報いたします。 光が丘警察署 TEL：03-3581-4321 又は 110番